2007.11月
220

川崎南法人会だより

法人会NEWS

発行所/社団法人川崎南法人会　川崎市川崎区宮前町8-15（パールビル3F）　TEL：044-233-4852・8904
編集兼発行人/広報委員会　http://www.km-hojinkai.or.jp　FAX：044-245-0023
Eメール　km-hojin@km-hojinkai.or.jp

KAWASAKI

●活動報告……10
●平成20年度税制改正に関するアンケート調査…5
●裁判員制度をご存知ですか！……14
●全国大会（税制改正要望）……2
●新入会員のご紹介……13

「かわさき・ハロウィン」は仮装パレードを始め、ライブ・アート・映画祭を入れた国内最大規模のイベント。特に毎年約3,000人が参加しています。

「かわさき・ハロウィン」

第24回 法人会全国大会（新潟大会）開催される!!

恒例の全法連主催による法人会全国大会が新潟県新潟市で開催されました。会場には全国各都道府県の単位会代表が1,930名参加致しました。本年も昨年に引き続き、より多くの会員の方々に税制に関する基本スタンスや提言内容を周知するため、式典内において税制改正に関する提言の主旨説明等を実施致しました。大会の第１部は記念講演、東洋大学経済学部教授松原聡氏により「日本経済活性化の切り札を探る」の演題で行われました。第２部は式典を行いました。

はじめに

日本経済は、現在まで、回復基調にある。各種経済指標から判断すると、今回の回復局面は長さでは戦後最長と言われるが、全般的に回復の実感に乏しい。その理由として、多くの中小企業が景気回復の恩恵を受けずに依然、厳しい状況下に置かれていること、さらには景気回復に地域間の格差があることなどが挙げられる。

一方、わが国の財政赤字は先進国中最悪の状態にあり、歳入・歳出の抜本的な改革が避けられない最重要課題となっている。これに加えて、先進国に類例のない少子高齢社会の到来で、老齢人口が増える反面、勤労者世代人口が減っていくため、社会保障費等の各種公的サービスを支える勤労者世代の負担は、現行制度を維持する限り、増大せざるを得ない状況にある。

こうした閉塞状況を打破するためには、国および地方自治体が「聖域なき財政改革」を断行するとともに社会保障制度改革を行い、国民の将来に対する不安を払拭させ、信頼回復に努めることが緊急の課題となっている。

当然、税制面においても、経済社会の構造変化に対応したあるべき姿を再構築しなくてはいけない。21世紀の日本経済は、国民の貯蓄率の低下等の要因から経済成長の低下が危ぐされている。そのための解消策として、日本経済に元気を取り戻すための、経済活性化に資する税制、中小企業者等努力したものが報われる税制の確立が不可欠である。さらに、国民の理解を得るとの観点から、分かりやすく、透明性の高い税制の実現も必要となるだろう。以上、わが国経済社会の活力を維持、向上させるとの観点から会員の総意として平成20年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

税制改正に関する要望

「総論」では、行財政・税制改革に関する基本方針として、

１．経済社会の今後のあるべき姿
２．行財政改革の推進と歳出削減
３．社会保障制度・国民負担のあり方
４．国と地方のあり方
５．税制改革のあり方
６．租税教育の充実

の６つの諸改革の断行を提言した。

「各論」では法人会が求める当面の改正事項、法人税制では、

１．法人税基本税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの39.54％となっている。近年欧州諸国等では税率の引き下げが行われている。日本企業の国際競争力確保の観点からも法人税の基本税率について地方税を含め、より一層の引き下げを求める。これと並行して、租税特別措置の整理など課税ベースの拡大も必要である。

２．中小企業軽減率の引き下げ

中小企業に適用される軽減税率については、その適用所得が昭和56年以来800万円に据え置かれている。また、基本税率との格差も縮小してきている。そこで、軽減税率を22％から20％程度へ引き下げ、適用課税所得金額を1,500万円程度へ引き上げるべきである。

３．減価償却制度の見直し

建物、機械装置等の減価償却制度は、技術革新等の加速化や欧米の償却制度を参考に見直す必要がある。具体的には耐用年数の短縮、資産区分の簡素化について、先進国並みに見直すことを求める。

４．特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限

この課税制度は、新会社法施行に伴う課税逃れの防止策として設けられ、平成19年度改正で適用除外基準である基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられる緩和措置がとられた。

しかし、その内容は、法人税・所得税という税制の根幹にかかわる重要な問題に抵触しており、中小企業経営者の理解を得ることは難しい。さらに要件操作によって、課税対象から外れることも可能であり、中小企業間で新たな不公平が生じている。申告手続きも複雑となり、企業に負担と混乱をもたらしている。以上のような理由から、この制度については廃止を求める。

５．非営利法人課税

公益法人制度改革は、平成20年度から新制度が施行される。今回の制度改正に伴い、一般的な非営利法人制度のほか、社会貢献性を持つ法人に対しては、厳格な基準のもと公益法人の認定制度が創設され、税制上の優遇措置が講じられる。税制面でもさまざまな改正が予想されるが、当面、非営利法人課税については、収益事業から生じる利益を公益事業に支出する「みなし寄附金」の損金算入限度額（所得金額の20％相当額）の大幅な拡大を求める。

６．寄附金

民間の非営利活動への関心が高まっている。今

回の公益法人の制度改革に関連し、新たに公益法人に認定された法人等への寄附金について限度額の引き上げ等を求める。

７．役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更に伴い税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与については、同族会社は対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

８．同族会社の留保金課税

平成19年度改正で中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、課税制度そのものは存続しているので、引き続き廃止を求める。

９．交際費課税

交際費課税については、創設当時（昭和29年）の資本蓄積を図るという政策目標は消失している。そこで、現行の損金算入限度額の引き上げ、資本金の規模にかかわらず一定の損金算入措置を認めることを求める。

10．電子申告

国税庁が平成16年６月からはじめた国税電子申告（e-Tax）の利用率が低迷している。平成19年度改正では、個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度（税額控除5,000円）が創設された。さらに一層の利用促進に向けて、地方税の電子申告との一体化、法人に対する税額控除の創設、個人の税額控除の増額等を検討すべきである。

11．その他

租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止する一方、中小企業の技術革新など経済活性化に役立つ措置の新設を望む。配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不十分であり、欧州各国の制度（インピュテーション方式）を参考に二重課税の排除を求める。

以上が要望として取り上げられ、ほか

◆個人所得税制について
◆事業継承税制について
◆消費税制について
◆地方税制の見直しについて
◆環境税制について

等々が全国115万社会員の総意として採択され、政府・国会・関係諸官庁へと陳情される。法人会の要望がひとつでも多く実現するよう期待されるところである。

税制改正に関するスローガン

1．待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
2．厳しい経営環境を打破するためにも、中小企業に配慮した税制を！
3．わが国企業の国際競争力確保のためにも法人税率の引き下げを！
4．所得課税は住民税を含めて見直し、簡素な税制を！
5．地域の活性化・雇用確保に資するためにも、事業承継税制の確立を！
6．消費税を引き上げる前に、行財政改革の徹底と歳出の見直しを！
7．固定資産税の課税方式を抜本的に見直し税負担の適正化を！
8．少子化対策は重要な課題、税制も含め総合的な施策を！

平成20年度税制改正に関するアンケート調査

本年３月に全国の法人会の税制委員を対象にしたアンケート調査を実施、その結果を取りまとめました。

対象会	442会	回答者数　4,118名
提出会	441会	（但し、問いに対して無回答もあるため、数字は一致しない）
提出割合	99.8％	

1 法人会では、中小企業が地域に果たしている役割を考え、事業継承税制の確立を求めています。貴殿の事業継承に関するお考えをお聞かせください。

（1）事業継承についてどうお考えですか。なお、ここでいう後継者とは子、親族、社内・社外からの登用のことをいいます。

A．後継者に事業承継したい
B．後継者に事業承継せず、事業売却や廃業を検討したい
C．既に後継者に事業承継した
D．まだ考えていない
E．その他

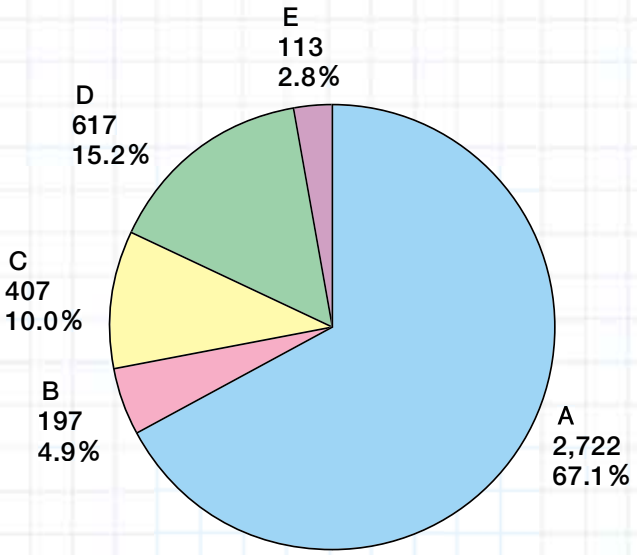

1

（2）貴殿は何歳くらいで事業承継をしたいと考えておりますか。
（既にした場合は何歳のときに承継したか）

A．50歳代
B．60歳代前半
C．60歳代後半（65歳含む）
D．70歳代
E．後継しない
F．わからない
G．その他

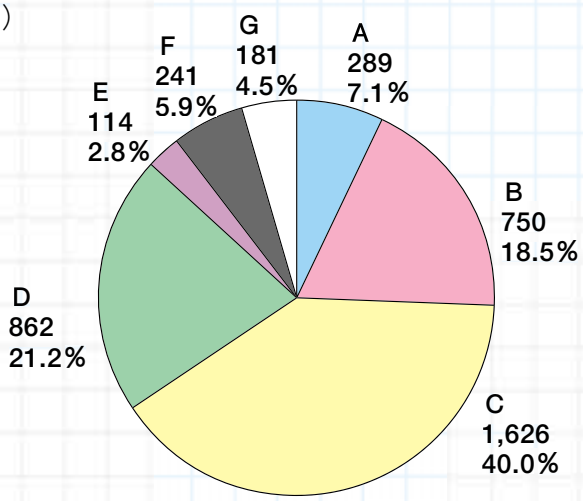

（3）事業継承を行うに当たっての問題点を次の事項から2項目お選び下さい。

A．相続などで、後継者以外にも自社株が流出する
B．自社株の評価額が高く、生前贈与するための資金が無い
C．納税資金を考えると、自社株や資産を売却する必要がある
D．後継者がいない
E．銀行・取引先等への影響
F．役員・社員等への影響
G．事業の将来性
H．特になし
I．その他

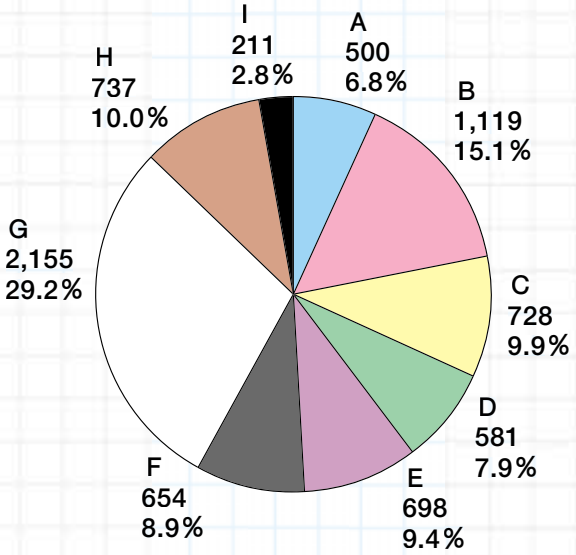

（4）事業継承を行うに当たって、税制上優遇してもらいたい事項を2項目お選び下さい。

A．現行の「中小同族株に対する相続税の減額措置」を拡充するなど制度を見直す
B．現行の減額措置ではなく、欧米の制度と同様に事業資産および自社株式への課税を軽減する制度を新たに創設する
C．市場での換金性がないことを考慮し、自社株式の評価額を低くする
D．早期に事業承継を行えるよう、相続時精算課税制度の非課税枠を拡大する
E．相続を容易にするため、種類株式（配当優先無議決権株式、拒否権付株式など）の評価を見直す
F．資金調達の困難性を考慮し、物納・延納制度の更なる改善
G．その他

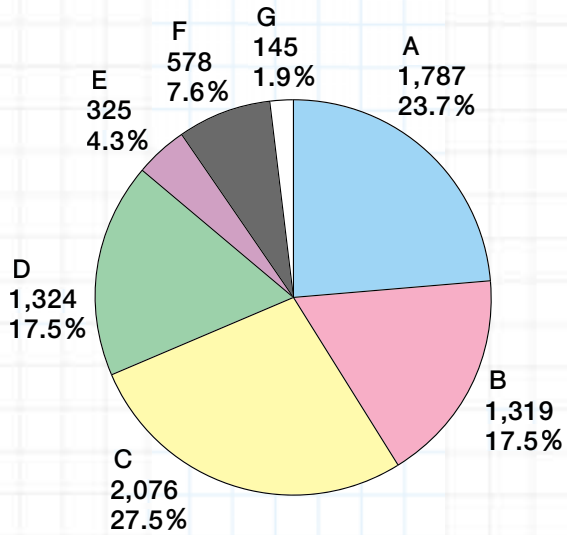

2 平成18年度に創設された「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入規定」については、平成19年度税制改正において、基準所得金額が800万円以下から1,600万円以下に引き上げられます。このことについてお聞かせ下さい。

（1）平成19年度より基準所得金額が引き上げられますが、貴殿の会社は、同制度に該当しますか。

A．該当する（と思う）
B．該当しない（と思う）
C．わからない

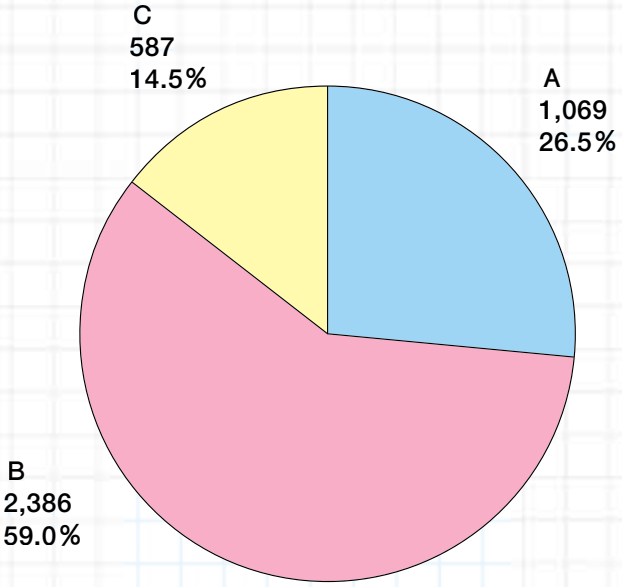

（2）今回の改正を踏まえ、同制度についてどう考えますか。

A．引き続き、制度の廃止を含む抜本的見直しを求める
B．制度の趣旨を考慮すると、基準所得金額が緩和されたこともあり、やむを得ない
C．わからない
D．その他

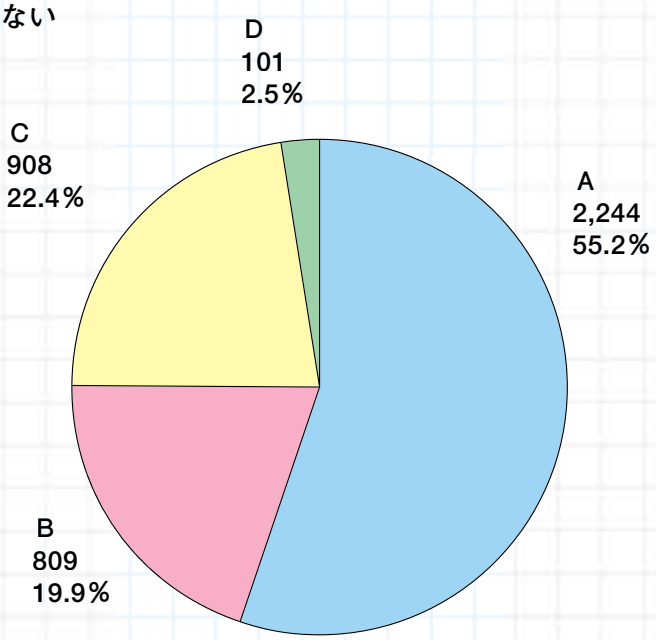

3 少子化対策については、国の基本政策として取り組む重要な課題であり、行政面をはじめ総合的な施策を講じることが肝要です。その一環として、税制上の措置で有効な施策はあると考えますか。

A．現行の扶養控除を拡充
B．児童に対する税額控除制度の創設
C．フランスで実施されているＮ分Ｎ乗方式等の導入
D．子育てを支援する企業への税制上の手当て
E．税制上の対応では効果が期待できない
F．その他

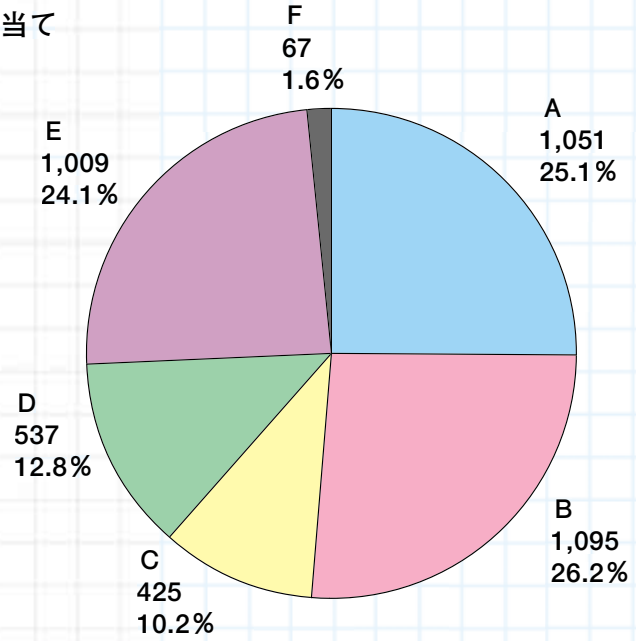

4 骨太の方針2006によれば、大胆な歳出削減と増収策を組み合わせることにより、平成22年度までに基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を達成することとしています。さらに、黒字化を達成した後も、長期債務残高の削減、対ＧＤＰ費の引き下げを検討していくこととしています。

このことを踏まえ、今後の税制のあり方についてどう考えますか。

A．経済成長を高め、税収を増加させる方策をとる
B．経済成長は景気に左右されるので、近い将来、安定的な税体系も構築する
C．財政赤字・社会保障財源を考慮し、早急に税負担で対応する
D．その他

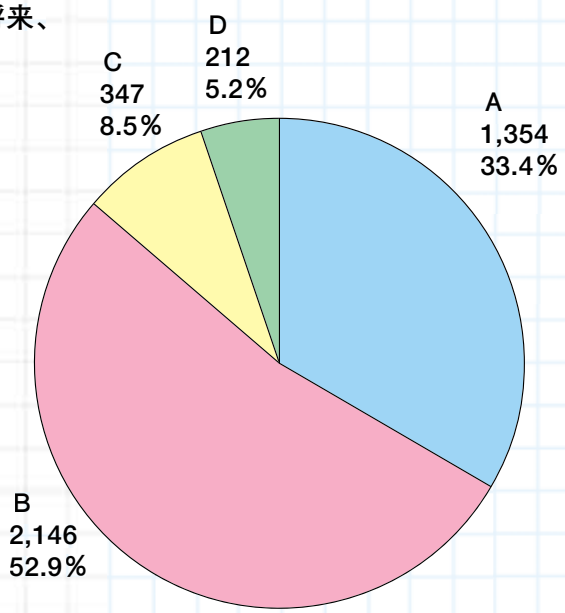

5 政府は、平成21年度における基礎年金国庫負担割合の引き上げのための財源、また増大する社会保障費を安定的に確保するため、消費税を含む税体系の抜本的改革を今秋以降に取り組むこととしております。社会保障制度の今後のあり方についてお聞かせ下さい。

A．負担が上昇してでも、現行の給付水準を維持すべき
B．現行の負担を抑制するため、給付水準もそれに合わせて見直すべき
C．最低限の給付と負担は維持し、残りを自助努力に任せる
D．北欧諸国のように高福祉・高負担を目指す
E．その他

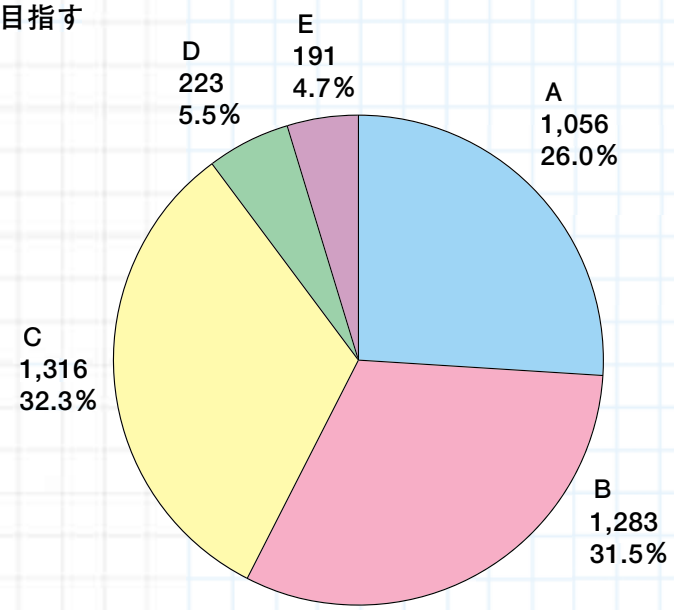

南法人会 一口（ひとくち）コラム

近頃、パソコンでの“うっかり”入力ミスや漢字への変換ミスが社会的な話題になっていますが、中には思わず吹出してしまう物も、薬剤師→やくざ医師、会社概要→会社が異様、委託内容→痛くないよう、５期ぶりの増益→ゴキブリの臓液・・でもまあ以前、手書きの時代でも色々ありましたね、「シートベルトを諦めよう」という看板、あきらめてはいけないと思いますが・・、パソコンや携帯電話の全盛で若者の国語力が落ちているのは確実です。以前、電気メーカー入社試験で「無口口中」の空白を埋める４字熟語の問題がでました。正解は「無我夢中」ですが、一番多かった間違いは・・・・・・ 「無理心中」でした。

女性部会 税務研修会及び意見交換会

8月2日(木)川崎市役所内、スカイラウンジかわさきで研修会を行いました。川崎南税務署の森上席を講師に迎え、源泉所得税について詳しく勉強しました。研修会終了後、佐野署長始め鈴木副署長、三條第一統括官を交えて意見交換会を行いました。

東第2支部 税務研修会及び意見交換会

9月3日(月)川崎南税務署の法人課税第一部門　森上席調査官と資産税課　福村統括官をお迎えして「源泉税のあらまし」と「相続税について」の研修会をこすもす川崎会館で開催致しました。当日40名の会員様に参加いただき、意見交換会では鈴木副署長始め三條統括官らと名刺交換や自己紹介等をし交流を深めました。

源泉部会 「夏の税務セミナー」

8月8日(水)、コミュニティーハウス「さくら」において研修会及び意見交換会が開催されました。第1部は川崎南税務署　井上上席調査官に「最近の源泉所得税の事例」と題しての研修。第2部は相撲、中村部屋の女将さんである中澤嗣子(つぎこ)氏に「おかみさん奮戦記」ということでお相撲さんの日常等をお話しいただきました。講演終了後、佐野署長、鈴木副署長、三條第一統括官の幹部の方々にも出席いただき楽しい意見交換会になりました。

ヤビツ水源　県民交流の森づくり

毎年７月後半に、県法連地域社会貢献活動の一環として丹沢ヤビツ峠「法人会の森」にて、下草刈りが行われました。県連全体では350名ほどが参加、当会は山下会長他13名が暑さの中、草刈りを行いました。参加された役員の皆様、大変ご苦労様でした。

第5回 米海軍第7艦隊バンドコンサート

９月14日（金）　ミューザ川崎シンフォニーホールで夕方６時半スタート致しました。今回から大幅なメンバー交代があり、ヴォーカルもジェシカさんとアレックスさんになり少し違った雰囲気のコンサートとなりました。

ジェシカさんの「涙そうそう」と「川の流れのように」は見事でした。今流行の「千の風になって」がアンコール曲となりアレックスさんが熱唱しました。今回981名の観客動員となりました事、厚く御礼申し上げます。

消防適合認定表示制度のご案内

平成19年10月1日よりスタートしました！

消防適合認定表示制度は、防火対象物の消防に関する安全情報を市民に提供する川崎市の新たな制度です。この制度は、防火対象物の関係者が行った防火安全対策上の自主的・意欲的な取組み等を市内の消防署が評価し、その結果を防火安全に関する情報として市民に提供することにより、安全・安心の確保を実現することを目的としたものです。

消防適合認定証（認定マーク）の交付対象は次のとおりです。

区　分	用　途	収容人員
（1）項 イ （1）項 ロ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場	３０人以上
（4）項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
（5）項 イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	
(16) 項 イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項、(4)項又は(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
(16) 項の２	地下街	

消防適合認定証（認定マーク）

詳細については、川崎市消防局のホーム ページをご覧いただくか、最寄の消防署にお問い合わせください。

また、交付対象に該当し認定マークの表示を希望する方は、下記の消防署にご相談ください。

川崎市消防局ホームページ
http://www.city.kawasaki.jp/84/84firer/index.htmi

川崎消防署予防課　２２３－０１１９
臨港消防署予防課　２９９－０１１９
幸　消防署予防課　５１１－０１１９

川崎消防団では、消防団員を募集中です！

地域を守る！熱いハートのある方を募集しています。

問い合わせ先
川崎消防署予防課
TEL：223-0119

新規入会員のご紹介

（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中	税理士法人 川崎ICS会計事務所	森　茂	宮前町5-1 パシフィックパレス602	税理士業務全般	㈲堀江工業
中	社会保険労務士法人 ユアサイド	西崎　建一	東田町5-3 ホンマビル5F	社会保険労務士業	東興産業㈱ ㈱協栄化学
中	地域社会 パートナーズ㈱	中丸　正	宮本町3-22 セザール川崎503	コンサルタント	吾妻樹脂工業㈱
中	㈱ファイアーセーフ	松田　清彦	砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子	消防施設工事業	大同生命保険㈱
中	㈱エスアンドエフ コーポレーション	森　繁夫	新川通11-12 金子ビル5階	家具卸売業	事務局
中	㈱スタッフバンク	小関　哲	宮本町8-25-201	建設業	大同生命保険㈱
中	㈱イー・プラン・リース	渡部　文夫	砂子1-2-12	自動車販売及リース業	事務局
中	㈱エンビテック	サントシュパワル	日進町1 サンスクエア川崎7-702	ソフトウェア開発	㈲博文堂
南	㈱ビジネス．アシスタント	小島　高広	境町10-3 芝川ビル5F	通信事業 ネットビジネス	芝川商事㈱
南	㈲森田工務店	森田　廣	鋼管通1-14-16	建設業	AIU保険会社
南	㈱エムワイ	柳田　満	鋼管通3-6-1	介護、保険（通所介護）	島田電設工業㈱
南	合同会社キャッツホリック プランニングジャパン	太田　明美	浜町1-9-4	ネットショップ	㈱一心屋
南	㈲松葉工業	松葉　浩二	浜町2-3-10	建設業	AIU保険会社
南	㈱ケイピイエス	風戸　正則	浅田2-17-7	建築	㈱一心屋
南	㈱日政	徳永　篤	元木1-1-9	建設業	AIU保険会社
南	㈲岡本工業	岡本　圭太	桜本1-7-12	管工事	AIU保険会社
南	㈲川崎ハード	中山　英司	鋼管通5-4-1	製造業（表面処理）	AIU保険会社
南	㈱Three Peace	坂本　将平	大島1-19-7-1F	建設業 耐火被覆工事	AIU保険会社
南	㈱伸光自動車	加藤　猛	浜町2-20-7	整備販売	芝川商事㈱
南	㈲理弘産業	豊原　弘子	貝塚1-15-3 杉山ビル602	機械組立 鋼構造物工事業	杉山産業㈱
南	㈱友電設	川崎　俊広	京町2-24-6-1302	電気工事の設計、施工	大同生命保険㈱
東	コストコホールセール ジャパン㈱川崎店	太田　淑子	池上新町3-1-4	小売業	㈲須山精肉店
東	東邦自動車㈱	澁澤　善武	日の出2-16-14	自動車販売、修理	㈱一心屋
東	㈲中村学院	中村　直人	大師本町3-13	学習塾	事務局
東	㈲パーソナル・ケア・ S・O・A・P	大滝英津子	藤崎1-18-6-402	訪問介護事業	㈲石田屋柏倉商店
東	㈱ユース・ロクマル	髙光　豊	塩浜2-14-6	建設業	AIU保険会社
東	㈱楽しいチリビジ	真野　栄一	富士見1-2-1-114	コンサルタント	㈲博文堂
東	㈲横建川崎	上柳　良昭	池上新町2-21-22-509	住宅建設	AIU保険会社
東	㈲門前工業	福田　琢也	東門前3-10-4	建設業	大同生命保険㈱
東	富士陸運㈱	相澤　一喜	殿町3-9-9	商品自動車の輸送	アメリカンファミリー
東	㈲ユカ工業	新里　幸栄	四谷上町13-18	解体業	㈱石川商事
東	㈲神奈川車両サービス	大城　勝雄	日の出2-13-6	各種車両整備	㈱ナカコウジ
幸	㈱絆コーポレーション	上杉　康之	古市場1-17-24	健康食品の販売	三五紙業㈱
幸	㈱御幸土地	小早川和秀	中幸町3-26	不動産業	カナケイ㈱
幸	㈲ライフプラザ	奥山　博行	鹿島田1148	不動産業	大同生命保険㈱
幸	㈱カワデン	金澤　生志	塚越2-279	電子機器製造販売	㈲永真
幸	㈲ZM’S（ザムズ）	中村　政良	柳町8-3 柳町ビル306	設計事務所 建築工事一式	事務局
幸	㈲S&F Pharmacy	佐藤　勝也	南幸町1-2-7	薬局	ユースキン製薬㈱
幸	オダジマ設計㈱	小田島秀俊	小倉624	土木建築設計	㈱協栄化学
幸	㈲アトリエISO	磯辺　清昭	北加瀬2-2-3	婦人服	AIU保険会社
幸	㈲パワーシステム	山本　力也	南加瀬4-30-21-702	総合建設業 重機リース業	大同生命保険㈱
幸	㈲イシカワサン	石川　三夫	鹿島田994-3	建築業、リフォーム	アメリカンファミリー
幸	㈲ヨシダ	吉田　克巳	鹿島田58	生、損保代理店	事務局
幸	㈱サイトウ	齋藤　和子	南加瀬5-7-18	塗装業	㈱協栄化学
幸	㈱関組	関　正行	南加瀬4-12-17-605	鳶、土木	事務局
幸	朝吉亭	中村　朝信	小向西町4-65	飲食	島田電設工業㈱

もっと国民みんなの裁判へ。裁判員制度が始まります。

国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加し、
裁判官と一緒に有罪・無罪や刑の内容を決める、裁判員制度がいよいよ平成21年にスタートします。
日本の司法制度を、国民のみなさんにとって、より身近で、速くて、頼りがいのあるものにするための改革の一環です。
裁判員には、専門的な法律の知識や、裁判の手続に関する知識は、必要ありません。
これらに関しては、裁判官から分かりやすく説明されることになっていますし、
裁判員と裁判官が十分に話し合いながら評議を進めるので、必要ないのです。
裁判員に必要なのは、あなたがいつもの暮らしで育んでいる「常識」や「ものの見方」なのです。
裁判員に選ばれたなら、普段どおりの気持ちで、参加してください。そこから、この新しい制度は始まります。

事件発生

[捜 査]

● 逮捕・証拠収集 ●
警察官や検察官などが犯人と思われる人（被疑者）を捕まえたり、証拠の収集をします。

● 取調べ ●
警察官や検察官などが被疑者や参考人を取り調べます。

● 起訴・不起訴の決定 ●
検察官が捜査の結果に基づき、被疑者を起訴するかどうかを決めます。

[起 訴]

検察官が被疑者について裁判を求める手続です。

[裁判の準備]

充実した裁判を迅速に行うために、裁判官、検察官、弁護人が、
前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。

[裁判員を選ぶ]

裁判員は6人、裁判官は3人です。
ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。

裁判員が参加する仕事

[裁判を行う]

検察官の起訴状読上げなどが行われる「冒頭手続」から参加し、
法廷で検察官が提出する証拠を調べたり、証人の話を聞いたりします。
検察官の「論告求刑」や弁護人の「弁論」を聞いたりもします。

[評議・評決]（非公開）

裁判員と裁判官とで話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

[判 決]

裁判員同席の上、法廷で裁判長が判決を言い渡します。

Q&A 教えて！裁判員制度!!

Q1 なぜ導入されるのですか？

A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人の感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。さらに、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることも期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

Q2 裁判員が参加するのは、どのような裁判ですか？

A 地方裁判所で行われる第一審の刑事裁判のうち、国民の関心が高い重大な罪の裁判です。裁判員が参加する裁判にあたる罪かどうかは、法律で決められています。

罪名別に見た対象事件数（平成17年）　総数3,629件

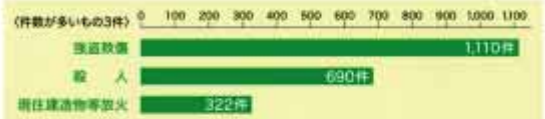

Q3 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？資格はいらないのですか？

A 選挙人名簿をもとに、くじなどで選ばれます。事件の関係者や一定の前科がある人などを除けば、20歳以上の国民は誰でもなることができます。

Q4 裁判員になることを辞退することはできますか？

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。ただし、●70歳以上の方●学生●一定のやむを得ない理由（※）がある方などは辞退できます。

※やむを得ない理由とは、例えば　●重い病気・けが●同居の親族の介護・養育●事業に著しい損害が生じるおそれがあること●父母の葬式等

Q5 裁判員となるために仕事を休むことはできますか？また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。